

第1回中部ブロック居住支援協議会に係る勉強会 アンケート結果(概要)

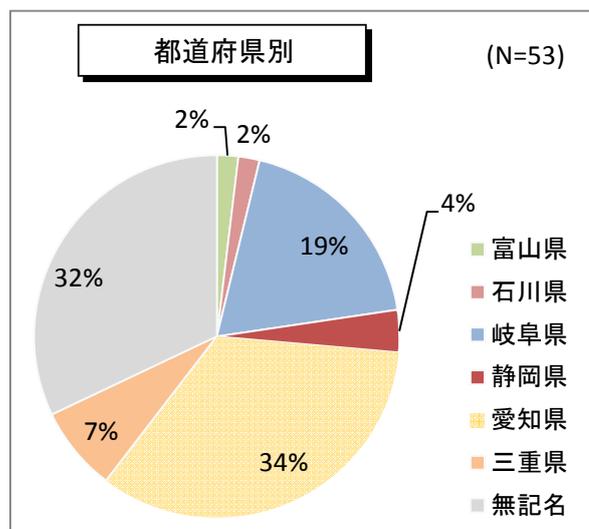
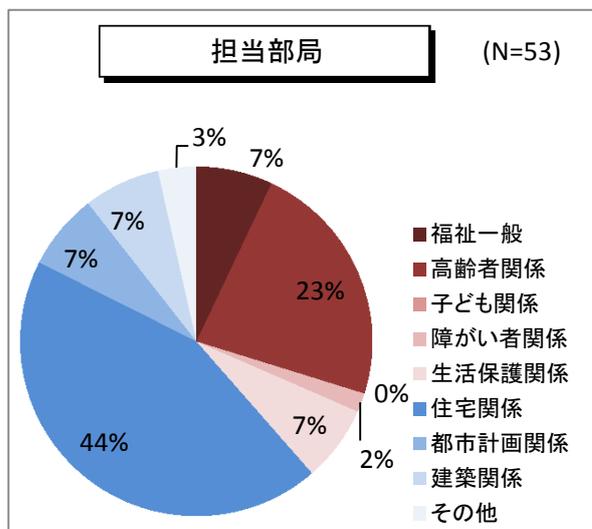
日時:平成29年9月15日(金)

会場:ウインク愛知

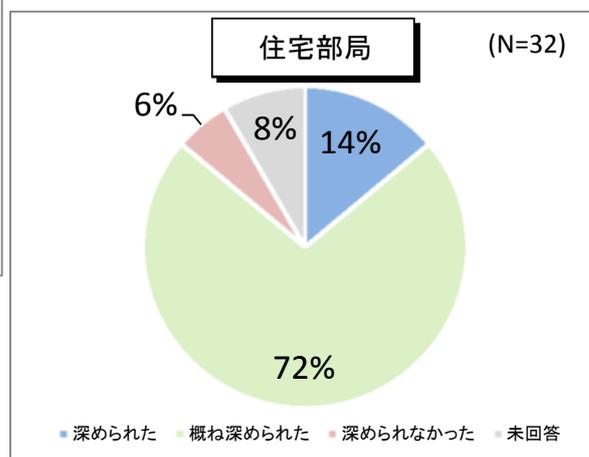
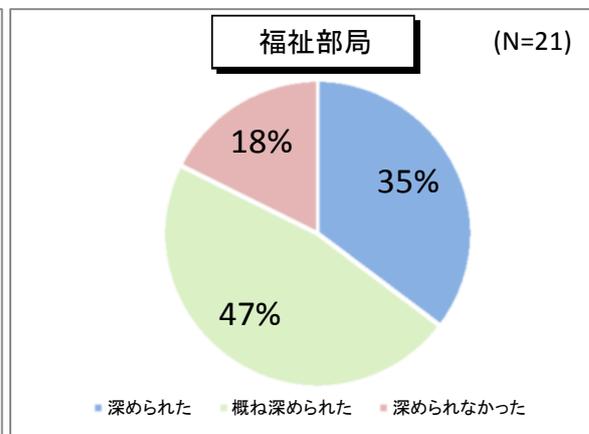
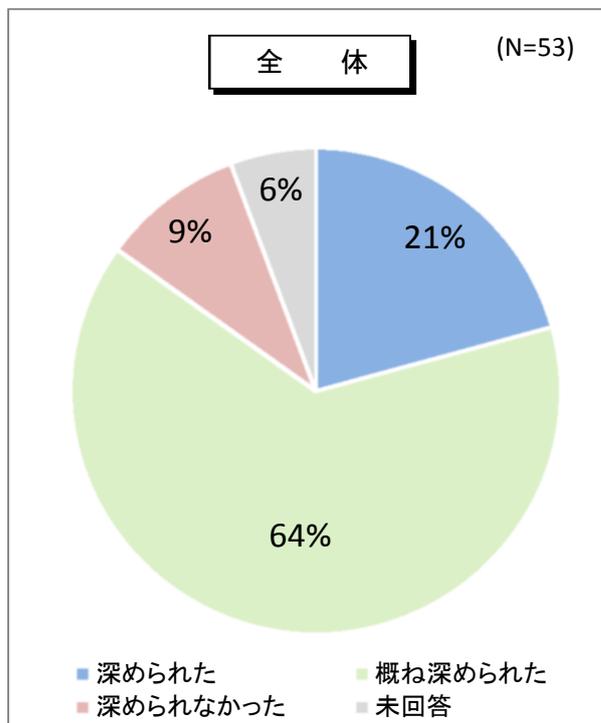
アンケート回答者数: 53名

(参加申込者:66名 うち福祉部局31名、住宅部局35名)

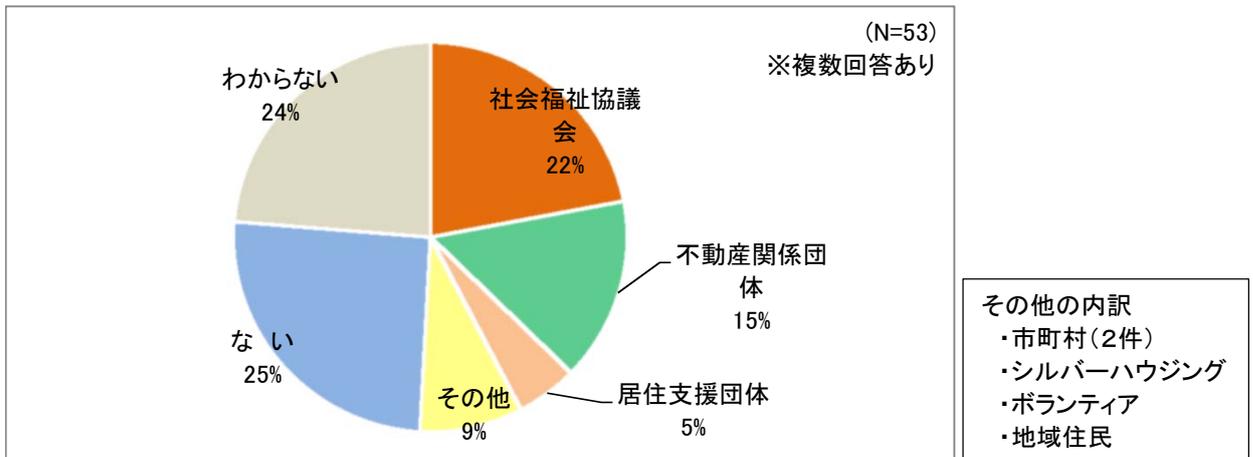
① アンケート回答者について



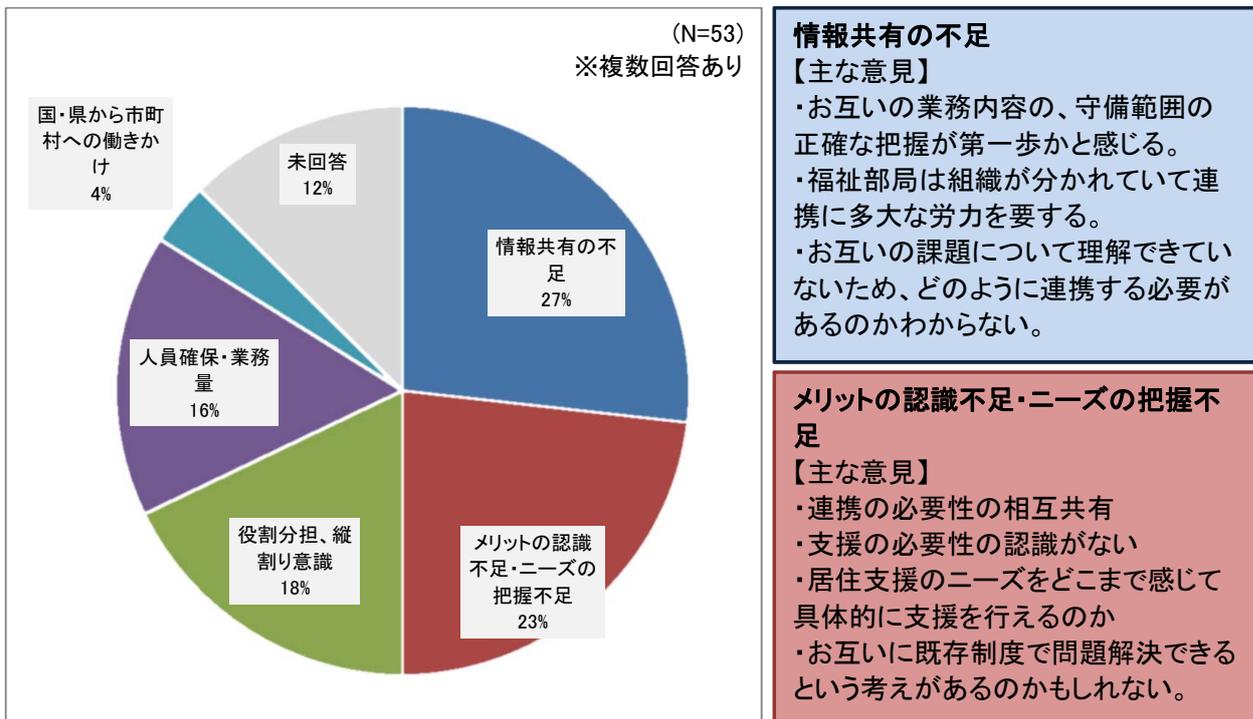
② 居住支援協議会への福祉部局の参画の必要性や住宅部局と福祉部局の役割分担について、理解を深めることができましたか。



③ 居住支援協議会へ参画が期待できる地域団体（不動産関係団体、居住支援団体、社会福祉法人など）



④ 住宅部局と福祉部局が連携する上での課題



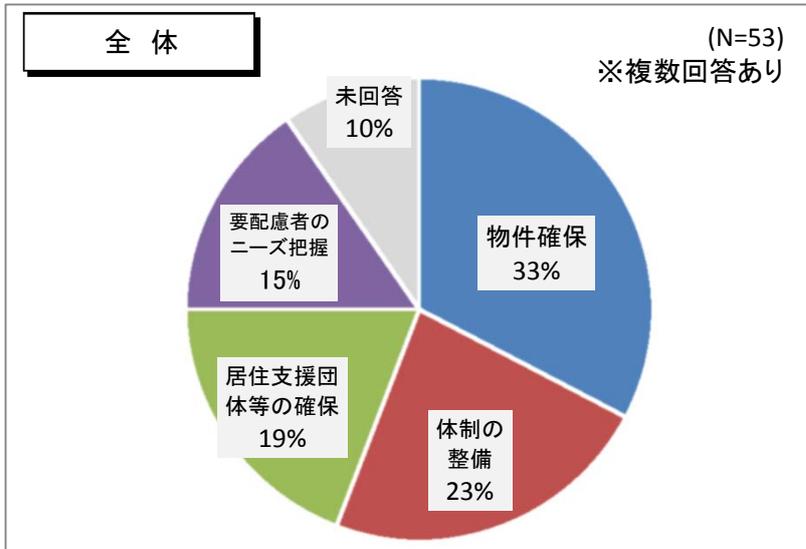
情報共有の不足
【主な意見】
 ・お互いの業務内容の、守備範囲の正確な把握が第一歩かと感じる。
 ・福祉部局は組織が分かれていて連携に多大な労力を要する。
 ・お互いの課題について理解できていないため、どのように連携する必要があるのかわからない。

メリットの認識不足・ニーズの把握不足
【主な意見】
 ・連携の必要性の相互共有
 ・支援の必要性の認識がない
 ・居住支援のニーズをどこまで感じて具体的に支援を行えるのか
 ・お互いに既存制度で問題解決できるという考えがあるのかもしれない。

人員確保・業務量
【主な意見】
 ・業務量は年々増加しており新たな業務への取組には消極的
 ・人員削減
 ・福祉部局は忙しすぎる。

役割分担・縦割り意識
【主な意見】
 ・事務局をどこが担うか、とりまとめる部署がない。
 ・どちらが主導するか。
 ・部局間の具体的な役割分担が課題である。

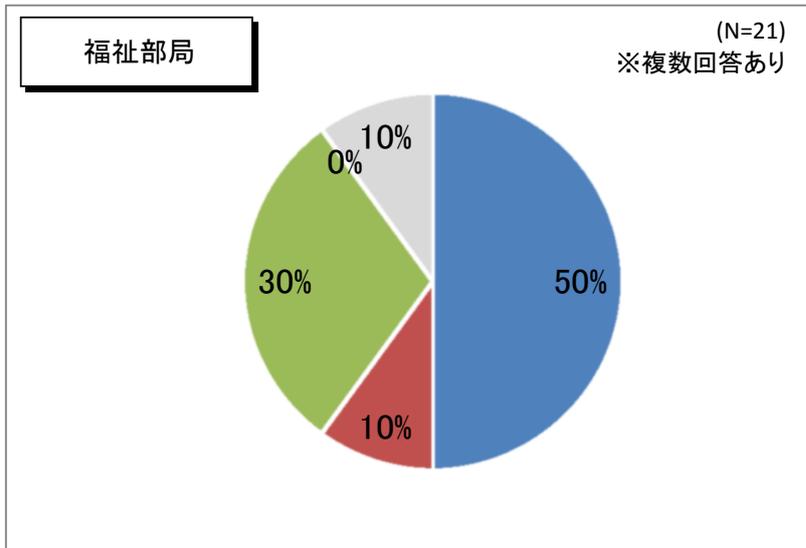
⑤ 住宅確保要配慮者の居住支援を進める上での一番の課題



物件確保

【主な意見】

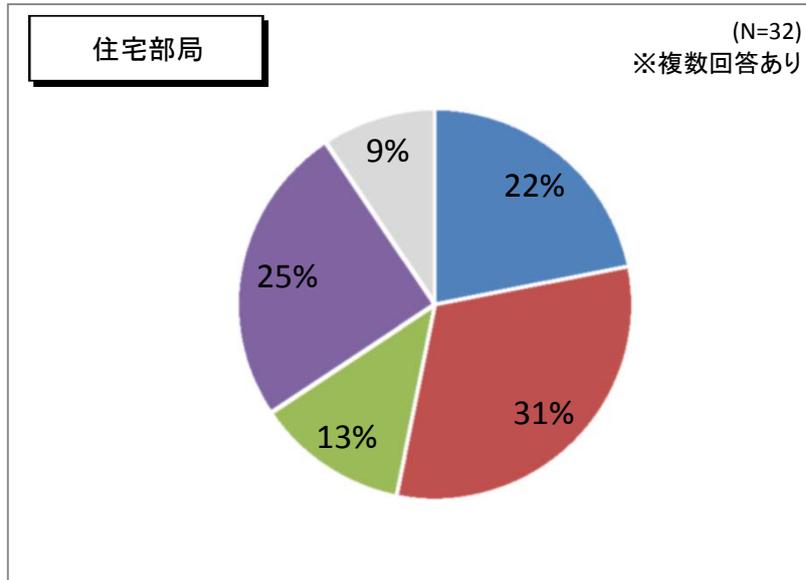
- ・不動産会社を巻き込んだ仕組み作り、住宅の確保(7件)
- ・保証人、特に緊急時に対応してくれる存在(4件)
- ・借家のオーナーが要配慮者を本当に受け入れるのか?(2件)
- ・小規模な自治体であり、賃貸物件自体が少ない。(1件)



体制の整備

【主な意見】

- ・組織体制の整備(住宅部局と福祉部局の連携)(5件)
- ・事務局・主導をどこが担うか(5件)
- ・事務内容の見通しが立たないため、制度化の話自体ができていない状況。(2件)



居住支援団体等の確保

【主な意見】

- ・実際に居住支援を行う居住支援団体等の確保(掘り起こし、育成)(8件)
- ・行政側の人員の確保(3件)

要配慮者のニーズ把握

【主な意見】

- ・配慮者の数、実態、ニーズが具体的に見えてこない。把握していない。(8件)
- ・要配慮者の把握方法(2件)

⑥ 勉強会において、議題にしてほしい内容や期待すること

福祉部局からの主な意見

- ・具体的な困りごとの共有(両部局)、具体的な中身(要綱、事務詳細)。
- ・居住支援協議会の活動事例。
- ・家賃債務保証を既に実施している団体の事例。
- ・民間の住宅関係事業者の探し方。

住宅部局からの主な意見

- ・居住支援を行う事務局やマンパワーをどのように用意していけばよいか。
- ・先進自治体での居住支援協議会の具体的な運営状況。
- ・居住支援協議会の活動、何を行っているか
- ・役所内でどのように連携しているのか、立ち上げ当初からの一連の流れ。(役所内での他部署との連携方法)
- ・住宅部局と福祉部局の連携が上手くいっている事例紹介。
- ・居住支援の具体的な取り組み状況などより実践的な情報提供。(マニュアル、リーフレット等の情報共有化)
- ・福祉制度の基礎的な知識・情報の提供。
- ・空き家を活用した生活支援モデル事業の取り組み。
- ・地域包括ケア会議の様子とその中での居住支援に関する議論やその後の対応。
- ・若年世代、子供を産みたくても産めない子育て世代、障がい者などに対する居住支援のあり方
- ・住宅確保要配慮者の把握方法、ニーズの把握方法、数の把握方法について
- ・居住支援協議会に参画している不動産関連団体のメリットについて。
- ・近隣自治体との情報交換等。
- ・新たなセーフティネット制度において、先進事例を含め勉強会の開催回数を増やしてほしい。
- ・新制度の中で不動産事業者の協力の求め方。